

医療要否意見書の別紙を利用する際の留意事項

生活保護法に基づく医療扶助に係る医療要否意見書の作成にあたり、別紙を利用して提出される場合は、下記の点にご留意頂きますようお願いいたします。

記

1 別紙の利用方法

- (1) 高槻市ホームページに掲載された医療要否意見書別紙（医科外来<別紙1>、医科入院<別紙2>、精神外来<別紙3>、精神入院<別紙4>）のファイルをダウンロードし、必要事項をパソコンで入力し、印刷して下さい。
- (2) 高槻市福祉事務所長から交付された医療要否意見書（以下、本紙とする）に医療の要否、指定医療機関の所在地及び名称を記載し、院（所）長と担当医師の記名・押印をお願いします。
- (3) 下図のとおり、別紙の上に本紙を重ねてホチキス等で綴じ、割印押印の上、提出してください。割印については院長印、担当医師印、病院印のいずれでも可です。また、本紙には“別紙参照”と記載してください。

本紙を別紙の上に重ねてホチキス等で綴じてください。

院長印、担当医師印、病院印のいずれかで割印を押印してください。



医療要否意見書（本紙）の下記の欄へは必ず要否選択と署名・押印をお願いします。

上記のとおり（1入院外 2入院）医療を（1要する 2要しない）と認めます。
平成△△年△△月△△日
高槻市福祉事務所長 殿
指定医療機関の所在地及び名称 高槻市△△町△番地 △△病院
院（所）長 △△△△ 印
担当医師（診療科目名） △△△△

2 留意事項

- (1) 医療要否意見書については、厚生労働省から医療扶助運営要領様式第13号等により様式が定められておりますので、別紙様式の項目を削除・改変することは出来ません。ただし、記載内容に合わせて枠の大きさ等を適宜拡大・縮小することは可能です。
- (2) 別紙のみを医療要否意見書として受理することは出来ません。必ず本紙と合わせて提出をお願いします。また、指定医療機関の所在地及び名称の記載、院（所）長と担当医師の記名・押印は必ず本紙にしてください。
- (3) 高槻市以外の福祉事務所が発行する医療要否意見書については、本市の別紙は利用できません。発行元の福祉事務所へお問い合わせください。